

「特別警報」における児童生徒の登下校について

扶桑町教育委員会

「特別警報」が「扶桑町」に発表された場合

「大雨」「暴風」「暴風雪」「大雪」「地震（地震動）」の特別警報が発表された場合

基本的に「暴風」警報が発表された場合と同じです。

1 登校する前に、「扶桑町」に「特別警報」が発表されている場合

特別警報 解除の時間帯	授業について	昼食について
① 午前 6 時 30 分前までに 「特別警報」「暴風警報」 ともに解除された場合	通学路の安全が確認された場合は、通常授業 (以下、全て安全確認が条件)	<前日までに給食なし と決定した場合> 弁当・水筒持参
② 午前 6 時 30 分～ 午前 11 時まで 「特別警報」「暴風警報」 がともに解除された場合	通学路の安全が確認された場合は、13 時 15 分までに学校到着後、授業を行います。	昼食を家庭ですませる。
③ 午前 11 時過ぎに 解除または継続中	休校とします。 「特別警報」が解除されても 「暴風警報」が継続中なら休校とします。	

※ 上記午前 6 時 30 分以降「特別警報」「暴風警報」が継続されている間は、「自宅待機」となります。

※ 上記①～③の対応は、「緊急メール」「広報無線」で連絡します。

2 登校後に、「扶桑町」に「特別警報」が発表された場合

- (1) 児童生徒は通学路等の安全が確認できるまで学校で待機します。保護者の方も、避難をするなどご自身の命を守る行動をお願いします。連絡があるまで児童生徒を迎えに来ないでください。
- (2) 特別警報が解除され、通学路等の安全が認められるときは、メールや広報無線でお知らせしますので、その通知を待ってから学校へお迎えに来てください。
- (3) 長時間学校待機が続く場合は、関係諸機関と連絡を密にし、最善と思われる方法を取ります。

※ 上記(1)(2)の対応は、「緊急メール」「広報無線」で連絡します。

「特別警報」「暴風警報」、が発表されていないが

「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「雷注意報」「竜巻注意情報」

が「扶桑町」に発表された場合

状況によっては、「暴風警報」「特別警報」が出ている場合と同じ対応をします。その場合は、緊急メール、広報無線でお知らせします。